

第1章 はじめに

- 不適切事案を決して再発させない、という強い決意のもと、「開かれ、使われ、改善し続ける統計へ」を基本原則として、統計改革を推進

第2章 検証委員会報告書等による指摘事項

- 原因：業務過多、情報の分断、分業意識、問題を先送りする構造、組織マネジメント上の課題 等
- 再発防止策(提言)：業務過多の解消、統計を統合的に理解する職員の配置、職員の専門知識の習得、専門家との相談体制の構築、問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成

第3章 所管統計の点検結果概要

基幹統計(9統計:統計委員会指示点検)及び一般統計(55統計:国交省独自点検)

(1)統計作成プロセスごとの実施機関

- ・大半の調査における担当職員は1～2名(基幹統計)、1名程度(一般統計)。複層的なチェックや品質改善に課題。

(2)調査・集計プロセスのマニュアルの整備状況

- ・大半の統計調査でマニュアル有り。記載の質及び量の更なる充実が必要。
- ・マニュアルが管理職まで共有されていない(建設工事施工統計調査・建設工事受注動態統計調査)。
- ・マニュアルを作成中(建築工事費調査)。

(3)調査・集計プロセスの変更時の対応状況

- ・調査・集計プロセスの変更時において、業務フロー全体への影響確認を実施しているが、専門家の関与なし。

(4)遅延調査票の取扱い

- ・「合算問題」及び「二重計上」は生じていない。
- ・4基幹統計調査において遅延調査票があるものの、本来月のみの集計となっている。

(5)公文書管理の状況

- ・公文書管理法上の同意を得ずに廃棄した行政文書ファイルを確認(すべて調査票)。
- ・保存期間内に廃棄した行政文書ファイルを確認(すべて調査票)。
- ・行政文書ファイル管理簿に未記載の行政文書ファイルを確認。

(6)その他(統計委員会の点検項目以外)

建築着工統計(外れ値補正処理)及び港湾統計(2港間貨物流動量把握)について、精度向上の観点から、統計の専門家による統計品質改善会議において検討。

第4章 統計改革に向けた具体策

1. 統計部局の体制強化

[組織体制の強化]

- 所管統計全般の企画立案及び品質改善を担う「統計改善プラットフォーム」の立ち上げ【R5～】
- 統計担当の人員体制を強化【R4～】

[人材育成の充実]

- 統計研修の積極的かつ計画的な受講を推進【R4～】
- 統計人材に係る人事交流等の促進【中期】

[統計プロセスの合理化・効率化]

- 集計業務等における民間事業者の適切な活用【R5～】
- 統計業務の効率化や棚卸しの実施【R5～】

[問題発見と解決を奨励する組織風土づくり]

- 誤り発見のチェック及び「対応ルール」の徹底【R4～】
- 専門家のアドバイザー任命による相談体制【R4～】
- 幹部ミーティング・若手グループディスカッションの充実【R4～】

2. 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革

[「開かれた統計」への転換(統計のオープン化)]

- ユーザー目線に立ち、統計プロセスをできる限り開示【R5～】
- ユーザーとの意見交換等による統計のニーズ把握【R5～】

[「使われる統計」への転換(EBPMの推進)]

- 政策担当局と統計部門の一層の連携強化【R5～】
- EBPMのモデルとなる先導的なロジックモデルの作成【R5～】

[「改善し続ける統計」への転換]

- 3H(変更・初めて・久しぶり)時における複層的なチェックを含む、統計改善プラットフォームによる所管統計のPDCAの強化【R5～】
- 専門家による「統計品質改善会議」の設置【R4～】
- 業務マニュアルの改善【R5～】

[統計DXの推進]

- エラーチェック等作業プロセス適正化に係るシステム改修【R5～】
- e-Survey等を活用したオンライン調査化推進【R5～】
- 建設業等の行政記録情報の電子化において、建設工事IDの導入について検討【R5～】

3. 公文書管理の改善に向けた具体策

- 各統計の業務マニュアルに公文書管理法に定める手続を反映【R4～】
- 部門ごとに細分化して主任文書管理者を配置すること等により管理体制を強化【R4～】

第5章 終わりに

○「統計品質改善会議」において実施状況を確認し、必要に応じた見直しを行う等、更なる改革を推進